

今一体何が起きているの？

ホテル避難所のこと

自然災害で被災された方に対しては、当面の生活場所の確保や、今後の生活や住宅の再建のために、国、自治体、社会福祉協議会、金融機関などによる様々な支援制度があります。

最初の支援は、**避難所**による支援です。今回の熱海市では、全国的にも珍しく、避難所としてホテルが提供されました。これは**災害救助法**という法律に基づく支援です。多くの方がこの緊急的な生活場所の支援を受けられました。災害救助法に基づき、避難所では食事などさまざまな物資の提供もされました。

応急仮設住宅のこと

もっとも、避難所（ホテル避難所を含む）というのは緊急的な避難場所に過ぎません。そのため、避難所をでたあと、最終的な生活再建までの間、自分で住居を確保することが難しい方に対しては、数年単位で生活できる場所も提供されます。それが**応急仮設住宅**

（**災害救助法**）の制度です。提供される期間は**原則として最大2年間**、自治体を通じて住宅が提供されます。

仮設住宅には、新たにプレハブなどの建物を作る建設型の仮設住宅もありますが、熱海市には新たに建物をたくさん作る場所が少ないので、今回の熱海市の災害では、建設型の仮設住宅は作られていません。

そこで、民間のアパートやマンションのうち、家賃や築年数など一定の条件に見合う物件を、自治体が借り上げ、これを被災された方に提供する**借上型仮設住宅（みなし仮設住宅）**の提供がすでにはじまっています。また、このようなみなし仮設住宅だけでなく、静岡県や熱海市の**公営住宅**を被災された方に無料（一部有料）で提供する対応もとられています。

この仮設住宅や公営住宅の提供期限は最大で2年間とされていますので、被災された方は、この2年の間に、その後の生活場所について検討し、確保していくことになります。

仮設住宅の条件のこと

現地では、「古い住宅が仮設住宅の対象外だから決められた家賃の中では全然物件が見つからない」「ペット可の物件がない」といったご相談を数多く受けています。

こうした問題が発生する1つの原因は、昭和56年6月以前の耐震基準の建物を仮設住宅の対象外にしていることにあります。この問題は過去の被災地でも指摘されていましたが、たとえば平成30年7月の西日本豪雨における広島県では、「新耐震基準の建物に限ることで仮設住宅の供給戸数が不足する場合には、新耐震の建物や耐震改修がされた建物に仮設住宅の対象を限らなくてもよい」という実施要領を作っています。つまり、状況によっては運用を変更することができる部分ですので、自治体には、柔軟な対応をぜひ検討してもらいたいとわれわれは考えています。